



第1問 答案用紙<1>
(租税法)

問題 1

問 1

B社が譲渡した重機一台をA社の益金として認識する。その際に譲り受けた資産の時価を所得として計算する。(法人税法第22条2項)

問 2

信託の受益者であるB社は当該信託に係る土地を有するものとみなし、かつ、当該土地に帰せられた収益及び費用は当該信託の受益者であるB社に帰属するとみなして考える。(法人税法第12条1項)

問 3

A社が受けた債務の免除に係る500万円はPの一時所得としてPの所得計算において考慮した。またその際に特別控除として50万円が控除された。50万円がPの所得に組み込まれた。(所得税法22条2項, 34条)

問 4

A社のC社に対する債権が更生計画認可の決定により全額回収不可能となり、債権の切り捨てが行われたため、当該売上に対応していた税額である39万円を課税標準額に対する消費税額から控除する(消費税法39条1項)

第1問 答案用紙<2>
(租税法)

問題2

番号	○×欄	記述欄
①	X	管理組合は権利能力の乏しい社団であるが、 P社に対して収益事業を行っており、P社が納税義務者に該当する。(法人税法4条1項)
②	X	内国法人が外国法人税を納付したことによる場合 は、その外国法人税額を所得に対する法人税額から 控除する。(法人税法69条1項)
③	X	特定譲渡制限株式に係る給与所得は役員 給与に該当するため、事前に届出を行わなければならない 算入することはないため、控除不算入とする。(法人税法34条1項2号)
④	X	Pが管轄区域に用いる機械の減価償却 は、事業所得の必要経費として800万円算入 した。 (所得税法51条1項)
⑤	O	(消費税法第34条1項)



第2問 答案用紙<1>
(租税法)

受験番号シール貼付欄

3	
6	

問題 1

(単位：円)

当期純利益の金額

.....

	加算すべき金額	減算すべき金額
(減価償却資産についての申告調整)		
器具備品A		8,800
器具備品B	1,925,000	
ソフトウェアC	10,000	
機械装置D	49,922	
(外国通貨についての申告調整)		17,400
(有価証券についての申告調整)		
E社株式	0	
F社株式		31,500,000
G社株式	0	
(棚卸資産についての申告調整)		1,800,000
(貸倒引当金についての申告調整)		
H社に対する貸付金		6,000,000
H社に対する貸付金以外の債権		200,000



受験番号シール貼付欄

4
6

第2問 答案用紙<2> (租税法)

	加算すべき金額	減算すべき金額
(寄附金についての申告調整)	10,481,250	
(役員退職慰労金についての申告調整)		48,000,000
(租税公課についての申告調整)		30,584,000
[資料] 9. の(2)及び(3)について		
[資料] 9. の(4)及び(5)について	53,296,000	
[資料] 9. の(6)について	2,497,000	
[資料] 9. の(7)について	20,000,000	
(前期分の修正申告事項についての当期の申告調整)		3,180,000
[資料] 10. の(1)について		
[資料] 10. の(2)について	0	
(欠損金についての申告調整)		142,500,000
(その他の申告調整)
所得金額	



第2問 答案用紙<3>
(租税法)

受験番号シール貼付欄

5
6

問題 2

(単位：円)

[問] 1.

(1) 事業所得の総収入金額

7,900,000

(2) 事業所得の必要経費の金額

2,812,000

[問] 2.

(1) 退職所得の金額

6,450,000

(2) 給与所得の金額

4,120,000

(3) 一時所得の金額

500,000

(4) 雑所得の金額

1,720,000

[問] 3.

(1) 扶養控除の金額

760,000

(2) 雑損控除の金額

1,800,000

(3) 生命保険料控除の金額

858,000

[問] 4.

丙の課税総所得金額

858,000



受験番号シール貼付欄

6
6

第2問 答案用紙<4>
(租税法)

問題 3

(単位：円)

(1) 課税標準額に対する消費税額

✓

(2) 課税売上割合の計算式の分子の金額

✓

(3) 課税売上割合の計算式の分母の金額

✓

(4) 課税貨物に係る消費税額

✓

(5) 課税仕入れ等に係る消費税額の合計額

✓

(6) 課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡等にのみ要するもの

✓

(7) 課税仕入れ等に係る消費税額のうちその他の資産の譲渡等にのみ要するもの

✓

(8) 課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの

✓

(9) 売上げの返還等対価に係る税額

○

(10) 貸倒れに係る税額

○